

○一関市全国体育大会等出場補助金交付要綱

平成18年 3月31日告示第106号

改正

平成23年 3月23日告示第40号

平成23年 9月26日告示第261号

一関市全国体育大会等出場補助金交付要綱

(目的)

第1 市民の体育及びスポーツの振興に資するため、東北大会規模以上の競技会等（以下「大会」という。）に岩手県代表又は東北地区代表として出場するために要する経費に対し、予算の範囲内で一関市補助金交付規則（平成17年一関市規則第52号。以下「規則」という。）及びこの告示により補助金を交付する。

(対象大会)

第2 補助金の交付対象とする大会は、児童生徒が出場するアマチュア大会とし、日本体育協会又は同協会の下部団体が主催する非営利的な大会とする。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 小学校体育連盟、中学校体育連盟、高等学校体育連盟等が主催する大会で遠征費等の支給がある大会
- (2) 企業等が主催する大会又はそれに類似する大会

2 前項に規定するもののほか、市長が特に認めるものについては、補助金の交付対象とすることができるものとする。

(対象者)

第3 補助金の交付対象者は、第2に規定する大会に団体又は個人として出場する次に掲げるものとする。

- (1) 大会の実施要綱で定める選手であって、一関市内に住所を有する者又は一関市内の小学校、中学校及び高等学校に通学している者
- (2) 市内の団体が組織するチームとして出場するもの又は選抜チームの一員として出場する者

2 前項の団体又は個人は、予選会を勝ち抜いて出場資格を得たもの又は前年度優勝チーム若しくは優勝者として推薦されて出場資格を得たものでなければならない。

(対象経費)

第4 補助金の交付対象となる経費は、第2に規定する大会に出場する者の大会開催地までの往復に要する交通費及び大会期間中に必要と認められる宿泊費とする。

(補助金の額)

第5 第4に規定する補助金の額は別表のとおりとする。ただし、算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額とする。

2 前項に規定するもののほか、市長が特に必要と認める場合は別に定める。

(交付申請)

第6 規則第4条の規定による申請は、補助金等交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、原則として大会の開催開始14日前までに、市長に提出するものとする。

ただし、申請書受理後の交付対象者の追加は認めないものとする。

(1) 大会出場計画書(様式第2号)

(2) 収支予算書(様式第3号)

(3) 大会の開催要項

(4) 出場者名簿

(5) 予選会等の実績を記載した資料

(6) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、原則として学校長、スポーツ少年団等の代表者等が保護者を代理して行うものとする。

(交付請求)

第7 規則第13条第1項の規定による請求は、補助金請求(精算)書(様式第4号)に、次に掲げる書類を添えて、大会終了後速やかに市長に提出するものとする。

(1) 大会出場実績書(様式第2号)

(2) 収支精算書(様式第3号)

(3) 大会等に出場したことを明らかにする書類等

(4) その他、市長が必要とする書類

(前金払の請求)

第8 補助金の前金払を請求しようとするときは、補助金前金払請求書(様式第5号)を市長に提出するものとする。

(経過措置)

第9 藤沢町の編入の日(以下「編入日」という。)の前日までに、編入前の藤沢町全国体育大会等出場補助金交付要綱(平成22年藤沢町告示第54号。以下「編入前の告示」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

2 編入日の前日までに、編入前の告示の規定により交付の決定をした補助金の交付の対象及び補助金の額については、第4及び第5の規定にかかわらず、なお編入前の告示の例による。

制定文（抄）

平成18年4月1日から施行する。

前文（抄）（平成23年3月23日告示第40号）

平成23年4月1日から施行する。

別表（第5関係）

区分	補助金額	限度額	
		開催地域	補助金額
個人	対象経費に2分の1を乗じて得た額	東北（岩手県、宮城県）	5,000円
		東北（青森県、秋田県、山形県、福島県）	10,000円
		関東、北信越、東海、北海道	20,000円
		近畿、中国、四国、九州	35,000円
団体	1人当たりの対象経費に2分の1を乗じて得た額に補助金の交付対象となる人数を乗じて得た額又は個人の限度額に補助金の交付対象となる人数を乗じて得た額のいずれか少ない額	全地域	500,000円

備考 開催地域は、財団法人日本体育協会が定める国民体育大会開催基準要項の大会開催の地域区分に準ずる。

様式第1号（第6関係）

様式第2号（第6、第7関係）

様式第3号（第6、第7関係）

様式第4号（第7関係）

様式第5号（第8関係）